

個人情報「過」保護が日本を破壊する

青柳武彦



ソフトバンク新書

022

著者略歴

青柳 武彦 (あおやぎ たけひこ)

国際大学客員教授。1934年、群馬県桐生市生まれ。東京大学経済学部卒。伊藤忠商事に入社後、伊藤忠システム開発取締役、日本テレマティーク社長、会長などを歴任。95年より06年まで国際大学グローコム教授(情報社会学、情報法)。著書に『ネットワーク戦略』(日本経営協会)、『サイバー監視社会』(電気通信振興会)など、共著に『2005年日本浮上』(NTT出版)がある。電子メール：taoyagi2000@yahoo.co.jp

ソフトバンク新書 022

個人情報「過」保護が日本を破壊する

2006年10月30日 初版第1刷発行

著者：あおやぎ たけひこ
青柳 武彦

発行者：新田光敏

発行所：ソフトバンク クリエイティブ株式会社
〒107-0052 東京都港区赤坂 4-13-13

営業：03(5549)1201

装幀：松 昭教

組版：クニメディア株式会社

印刷・製本：図書印刷株式会社

落丁本、乱丁本は小社営業部にてお取り替えいたします。定価はカバーに記載されております。本書の内容に関するご質問等は、小社第2書籍編集部まで、必ず書面にてご連絡いただきますようお願いいたします。

©Aoyagi Takehiko 2006 Printed in Japan

ISBN4-7973-3691-9

個人情報「過」保護が日本を破壊する

ソフトバンク新書 022



はじめに

最近、つとに世の中が生きにくくなった。仕事上も私生活の中でも何か息苦しく、まるで枷^{かせ}をはめられたように身動きが取れない。人と人とのコミュニケーションがスムーズに行かず、ギスギスしている。何かおかしい、どこかが狂っている——あなたは、そう感じることはないだろうか？

原因はいくつかあるだろうが、少なくともその一つが、二〇〇三年に成立、〇五年四月に全面施行された個人情報保護に関する法律、いわゆる「個人情報保護法」にあることは間違いないだろう。そのおかげで、名前や住所、電話番号といった個人識別のための基本情報が、今までのように気軽にやりとりできなくなった。また、人々の意識も、そうした情報を知られることが、まるで我が家の金庫の暗証番号知られるのと同じくらい重大なことであるかのように過敏になって、いつ盗まれはしないかと常に神経をとがらせている。

さらには、個人情報保護法について書かれた数多くの手引書や解説本、関係各省庁の出す通達やガイドラインなどのほとんどは、この法律に忠実に、あるいはそれ以上に、対応することを至上の目的としている。個人情報の活用とその有用性に十分な配慮をしているものは皆無だ。

現実には、この法律は、社会生活や経済活動にいろいろな好ましくない影響を及ぼしている。忠実に対応しようとすると、匿名社会になってしまふとか、ビジネスが滞ってしまうとか、人々が互いに孤立してしまふなど、多くの不都合を生じてしまふ。本書のタイトルを見て手に取られた皆さんが、おそらくは感じているであろう「何かおかしいのではないか」という常識的感覚は、実は正解なのだ。

現行法の最大の問題点は、対象範囲が不必要に広く、すべての個人情報をも十把ひとからげに扱っていることだ。その上、規制の程度も厳し過ぎる。実は、日本の個人情報保護法が準拠したのは、今となつては世界の流れから立ち遅れた原則なのだ。それは、いくつもの適用除外基準を設け、法と正当な経済活動や円満な社会生活との調和を図ろうとしている現在の国際的な潮流に逆行している。

今、もっとも大切なことは、そうした法律に忠実に対応することではない。現行の個人情報保護法と、正当な経済活動や円満な社会生活をいかに合理的に調和させ、企業や社会の活力や生産性を護るかを考えることだ。

現行法は問題が大ありだが、個人情報保護のための法律は絶対に必要だ。ただし、その理由はプライバシー権に属する個人情報を保護するためであり、それ以外の個人情報フリーにして、むしろ積極的に流通させて活用したほうがよい。しかし、残念ながら現行の個人情報保護法はそうなっていない。だから不必要なトラブルが続出する。本書では、現行法の正体を解き明かしながら、それに対する合理的な対応をどうすればよいのかを、読者の皆さんと一緒に考えることにしよう。

目次

はじめに……………3

序章

個人情報保護法のおかげで世の中は大混乱……………11

1 どこがおかしい……………12

2 「過」保護と拡大解釈……………21

3 個人情報漏えい事故……………25

第1章

いま、ビジネスの現場が窒息しようとしている……………41

1 ビジネス現場の混乱……………42

2 まじめな対応が裏目……………54

第2章 護られるべき「個人情報」とは何か……………59

- 1 広すぎる個人情報保護法の対象……………60
- 2 個人情報の階層構造……………66
- 3 恐ろしい個人情報データベース……………77

第3章 人を信じられない疑心暗鬼の社会……………81

- 1 名簿廃止はコミュニティの危機……………82
- 2 地域コミュニティは壊滅状態……………91
- 3 危機に瀕している日本社会の特質……………95

第4章 「プライバシー権」とは何か……………107

- 1 プライバシー権の根源……………108
- 2 法益としてのプライバシー権の生成……………112
- 3 プライバシー権の法環境……………115

第5章

個人情報保護法は問題だらけ……………133

- 4 プライバシー権の定義……………121
- 5 プライバシー権のあり方……………127

- 1 個人情報保護法のあらまし……………134
- 2 特例、適用除外など……………139
- 3 厳しすぎる規制……………151
- 4 国際的潮流を無視した個人情報保護法……………157
- 5 難産だった日本の個人情報保護法……………167

第6章

二〇一〇年日本の暗い未来……………175

- 1 本当に大切なプライバシー権が護られなくなる……………177
- 2 行政の匿名主義・個人情報保護を盾にとる役人や公権力……………190
- 3 ユビキタス社会建設の挫折……………198
- 4 犯罪天国の到来……………203

第7章 個人情報保護法への対応策 …… 211

1 個人レベルでの個人情報保護法との関係 …… 212

2 組織としての対応 …… 217

3 同意取得は最小限に …… 226

4 法の改正を求めよう …… 231

おわりに …… 243

序章

個人情報保護法のおかげで世の中は大混乱

個人情報保護法が二年弱の猶予期間を終了して、二〇〇五年四月から全面的に施行された。しかし、そのおかげで世の中は大混乱だ。その混乱も新しい価値あるものを生み出すためなら仕方がないが、マイナス効果しかないのだから困ったものだ。これほど法律が独り歩きをしてしまった例は、かつてなかっただろう。

1 どこかおかしい

こんなにならして個人情報を保護して、何か良いことがあるのだろうか。むしろ弊害のほうが大きいのではないか。

不便な世の中

さまざまな組織や団体の名簿類が今、どんどん廃止されつつある。名前や住所・電話番号がどこから漏れて不正使用されるか分からない。そんな疑心暗鬼が、個人情報の提供に二の足を踏ませている。おかげで、同じ組織のメンバー間で、年賀状や暑中

見舞いを出すのにも不都合が生じている。

○五年九―一〇月に行われた国勢調査では、従来にも増して国民は非協力的になった。多くの人が調査票の記入・提出を拒否し、調査員とのトラブルが絶えなかった。調査方法に対する見直し論議が盛んに行われる中、東京都杉並区が○六年五月、「国民の理解は著しく低下している」として、総務省に対して調査自体の廃止の要望書を提出するような事態まで現出している。

そのほか、後述するがJR福知山線の大事故のようなきも、肉親の安否確認が容易にはできなくなっている。行政は個人情報保護をいい訳にして情報開示を拒み、匿名主義に陥っている。企業も、営業マンのノートパソコンから顧客情報が消えてなくなり、営業力はガタ落ちた。

グループ旅行では、かつては参加者同士早く仲良くなってもらおうと添乗員が気を使って、お互いできるだけ詳しく自己紹介をするよう促したものだ。ところが最近は、「名前と出身地だけで結構です」などというようになった。それでも自己紹介があればいいほうだ。某バス・ツアーでは、個人情報保護の観点から自己紹介は一切なしで、

どこの誰と一緒に旅をしたのかも分からないままツアーが終わってしまったという。

今、世の中の何かが狂い始めている。一言でいえば、「個人情報」の四文字に社会が異様なまでに過敏になり、まるで腫れものに触るかのようだ。おおかたの皆さんは、こうした混乱について「ずいぶん、不便で生きにくい世の中になったものだ」と嘆いていることだろう。しかし素直な方は、「これだけ世を挙げて騒いでいるのだから、個人情報保護はきつと何にも増して重要なのであって、『おかしい』と感じる自分の意識が低いのだろう」と自らを戒めているかもしれない。あるいは、「個人情報保護法が施行されたのだから、錦の御旗には逆らえない。これからは企業も個人も大反省をして、効率だろうが人間性だろうが何もかも犠牲にしても、個人情報保護法をしっかり遵守しなければならない」とあきらめて決心されたかもしれない。

この法律が施行される以前から、実は個人情報の漏えいは相次いでいた。たしかにセキュリティ体制に問題があったことは間違いないが、深刻な情報の漏えいはほとんどなかった。しかし、それがあたかも重大事であるかのように大々的にテレビなどで報道され、そのたびに、企業は反省とお詫びのために何十億円もの金券を消費者に贈

ったり、役員会を開いて再発防止策を二重三重に張りめぐらせたりした。これを見ていれば、個人情報保護というのは、何か知らないがご大層なものらしいと思ってしまうのは、いたって自然なことかもしれない。

しかし、中には素直でない方もいて、「やっぱりどこかおかしい。このままでは人々は集団の中で孤立してしまう。どうも世の中がギスギスして変な方向に走ろうとしているような気がしてならない」と漠然と感じているかもしれない。この問題に関していえば、実は素直でない方の感想が正解だ。現行の法律と、それを遵守した場合に現出する社会は、とんでもなく非効率で非人間的なものなのだ。

こうした状況に立ち至った背景には、大ざっぱにいつて二つの要因がある。第一に、法の内容がよく理解されていないために、守る側に混乱が生じていることだ。今、一般の社会生活だけでなくビジネスの現場までが窒息しようとしている。よく実態が分からないまま、過敏になっているのだ。ただし、そのような状況に陥っていることについて、法律の側にもきわめて大きな責任がある。

第二には、個人情報保護法そのものが、実はネットワーク時代の実態にそぐわない